

(参 考)

玄海原子力発電所1号機第25回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- （1）原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- （2）計測制御系統設備
- （3）燃料設備
- （4）放射線管理設備
- （5）廃棄設備
- （6）原子炉格納施設
- （7）非常用予備発電装置
- （8）蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

（1）燃料の取替え

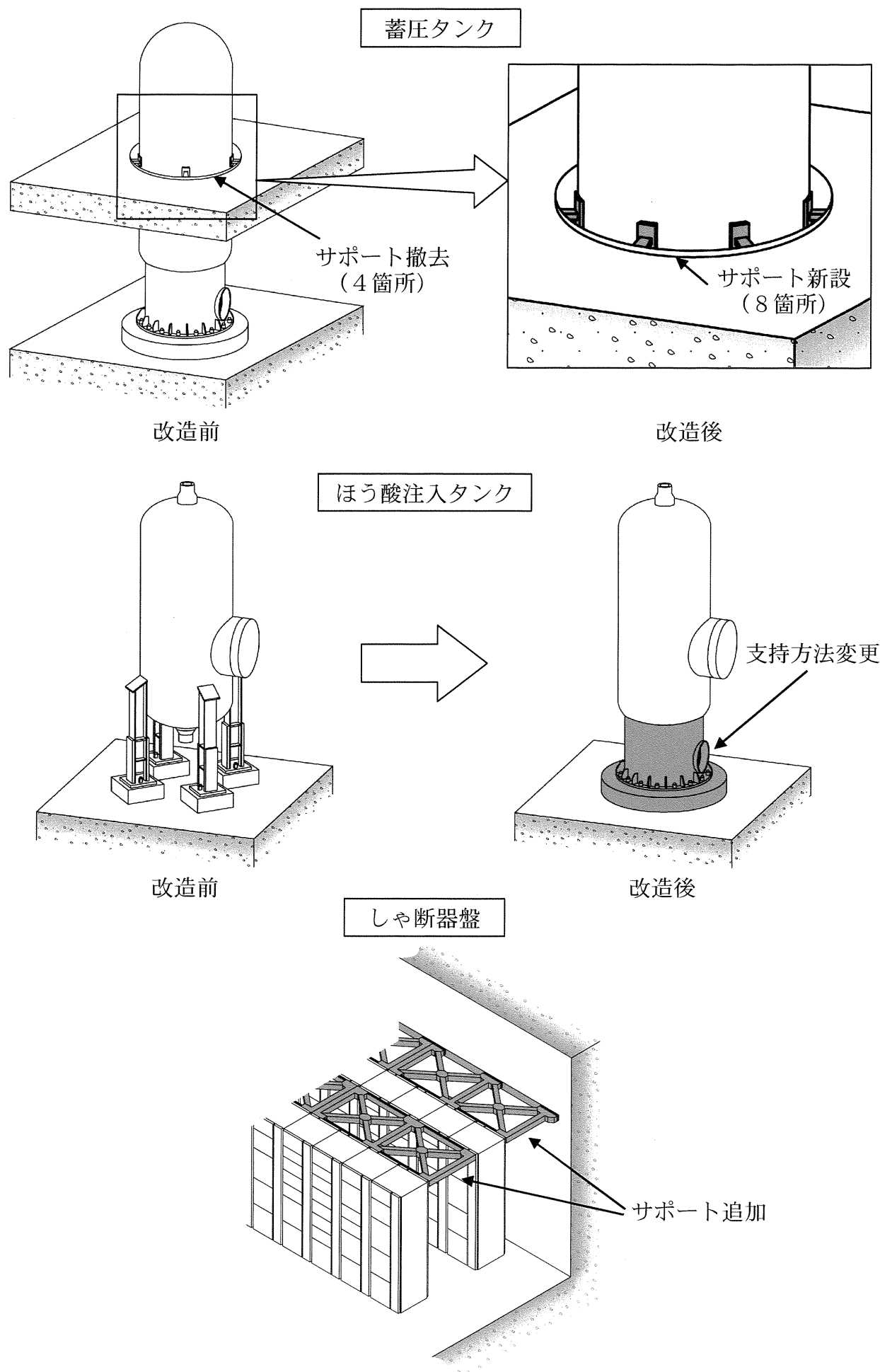
燃料集合体121体の約3分の1を取り替える。

（2）耐震安全性向上工事

自主的な耐震安全性向上の観点から、蓄圧タンク、ほう酸注入タンク及びしゃ断器盤について、耐震安全性向上工事を行う。

(図－1 参照)

以 上



図－１ 耐震安全性向上工事概要図